

- ② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外求める実績
供用中の道路において鋼構造物の補強を実施した工事
- (5) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
- (6) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
 - ① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
 - ② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
 - ③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
 - ④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (7) 記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み 本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。
- (2) 評価項目及び評価指標
 - ア) 企業の評価について
 - 評価項目 ① 企業体制
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
評価指標 ISO9001、ISO14001の認証状況
優：ISO9001、ISO14001の両方の認証取得済
良：ISO9001、ISO14001のいずれかの認証取得済
可：両方とも未取得
 - ・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。
 - ・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか1者が該当すれば評価する。
 - ・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。）
 - イ) 簡易な施工計画の評価について
 - 評価項目 大項目 工事的目的物の性能・機能に関する事項
中項目 性能・機能
小項目 品質管理
評価指標 既設構造物に対する耐震補強、支承取替の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

- ※必ずしも既設構造物に対する耐震補強・支承取替の品質向上対策のすべての項目に関する技術提案を行う必要はない。
- 評価項目 大項目 社会的要請に関する事項
中項目 環境対策
小項目 汚濁物の流出対策
評価指標 河川への汚濁物の流出防止対策について、期待できる効果を含めて記述する。
技術提案は、評価項目ごとに2提案以内とし、3提案以上の場合は、不可とする。技術提案が評価項目ごとに1提案もない場合は、不適格とする。なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにA4版片面2枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とする。
提案は、1施工技術を用いた内容で1提案とするが、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、1提案とみなす。
ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不可とする。
以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不可とする。
【複数提案とみなす例】
技術提案：○○による品質管理
実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。
それぞれが独立した施工内容で、一体不可分ではなく、1提案内に複数提案がある。
※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。
・技術提案の実施に際して第三者協議が必要となる場合
・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

- ※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合
- ※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。
・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合
技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。
可：技術提案は適切であるが、「優・良」に該当しない。
不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、若しくは、提案内容が不適切である。
減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。
- (3) 評価点の付与方法 評価項目の項目別配点は、評価指標により優/良/可/不可（不採用）/減点（不採用）を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
ア) 企業の評価について
【判定方式】
① 企業体制
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可0点
・総合評価点算出用（ α ：0.1）優2点・良1点・可0点
イ) 簡易な施工計画の評価について
【判定方式】
工事的目的物の性能・機能に関する事項（品質管理）
・技術評価点（40点）優40点・良20点・可0点・不可（不採用）0点・減点（不採用）-10点